

(新規) 07.61

実用新案法の規定による実用新案技術評価の請求の手数料等の減免又は登録料の減免若しくは猶予について(実)

1. 減免又は猶予の要件及び内容

「表1」の第1欄に掲げる手数料等について、同表の第2欄の要件に該当する者が減免又は猶予に係る申請書に減免又は猶予を受けるための要件について証明する書面を添付して提出した場合に、それぞれ同表の第3欄に掲げる措置を行う(実32条の2、54条8項、実施令2条、手数料令2条の2)。

「表1」

手数料等	要件	措置内容
(1) 実用新案技術評価の請求の手数料	ア.生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	免除
	イ.市町村民税が課されていないこと	免除
	ウ.個人所得税が課されていないこと	1/2に軽減
(2) 第1年分から第3年分までの実用新案登録料	ア.生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	免除
	イ.市町村民税が課されていないこと	免除
	ウ.個人所得税が課されていないこと	3年間猶予

2. 申請書に添付する証明書^{注1}

「表2」の要件のいずれかに該当する者(注1)が、申請書に添付すべき証明書は、同表の右欄に掲げるものである(手数料令2条の2第2項、実施令2条2項)。

「表2」

要件	証明書
ア.生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	生活保護証明書 (写しも可)
イ.市町村民税が課せられていないこと (注2)	市町村民税非課税証明書 (写しも可)
ウ.所得税が課せられていないこと (注3)	所得税非課税証明書 (写しも可)

(注1)「表2」の左欄に掲げるいずれかの要件に該当する考案者又はその相続人が対象となる。

また、申請をする者が考案者の相続人の場合は、戸籍謄本及び住民票の提出を要する。なお、複数の法定相続人がいる場合であって、出願をする際に法定相続人の全員が出願人となっていないときは、出願前に遺産分割

の協議が整った上での出願であるものとして、遺産分割協議書の提出は要しない。

(注2) 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）については、同法第23条から第35条まで及び第69条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が150万円以下であること。

(注3) 非居住者については、所得税法第23条から第35条まで及び第69条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が250万円以下であること。

(新規平成31・4)

注1 同時に提出する他の減免申請書又は既に提出した他の減免申請書の提出に係る手続において、既に減免申請書に添付すべき書面を提出している場合は、減免申請書にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる（実施規23条1項において準用する特施規10条1項及び2項）。